

資料6-1 敷地境界の地表における規制基準

指定地域の区分 特定悪臭物質	A区域 (ppm)	B区域 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

資料6-2 気体排出口における規制基準

- 1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \times C m$$

q：悪臭物質の流量（0℃、1気圧の m^3 /時）

He：補正された気体排出口の高さ（m）

Cm：敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ(He)が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。（5メートル未満の気体排出口から排出される特定悪臭物質は、敷地境界の地表における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第1号）を適用する。）

- 2 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H e = H o + 0.65 \cdot (H m + H t)$$

$$H m = 0.795 \cdot \sqrt{Q \cdot V} / (1 + 2.58 / V)$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / \sqrt{Q \cdot V} + 1$$

He：補正された気体排出口の高さ（m）

Ho：気体排出口の実高さ（m）

Q：温度15度における排出ガスの流量（ m^3 /秒）

V：排出ガスの排出速度（m/秒）

T：排出ガスの温度（絶対温度）

資料 6 - 3 排水に含まれる敷地境界外における規制基準

特定悪臭物質	排水の量	指定地域の区分	
		A区域(mg/ℓ)	B区域(mg/ℓ)
メチルメルカプタン	0.001m ³ /秒以下の場合	0.03	0.06
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001m ³ /秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.005	0.02
硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.3	2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001m ³ /秒以下の場合	0.6	2
	0.001m ³ /秒を超え、0.1m ³ /秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1m ³ /秒を超える場合	0.03	0.09

資料6-4 特定悪臭物質の臭いの性質及び主要発生源事業場

特定悪臭物質	臭いの性質	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のような臭い	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド ノルマルバレールアルデヒド イソバレールアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
イソブタノール 酢酸エチル メチルイソブチルケトン トルエン	刺激的な発酵した臭い 刺激的なシンナーのような臭い ガソリンのような臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
スチレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造業等
ノルマル酪酸 ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	汗くさい臭い むれた靴下のような臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場等